２０２７年度

関西学院大学ロースクール

Ｂ日程

一般入試（法学既修者）

刑　法　問題

《１５：３０～１６：５０》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【刑　法　問題】

次の文章を読んで、〔設問〕に答えなさい。

Ｘは、Ａ社に勤務し、資産管理室長として、Ａ社の資産管理を任されており、資産管理室の所管する倉庫の責任者であった。Ａ社が所有する資産の一部は、その倉庫において保管され、その中には、有名画家Ｂが描いた絵画も含まれていた。Ｘの知人で画廊を営むＹは、その絵画の話を聞いて、画廊の資金繰りに苦しんでいたため、Ｘに対して、「その絵画を持ち出してくれないか。売り飛ばして得たお金は、君と僕とで折半だ」と言って、執拗に、その絵画を持ち出して自分に渡すよう要請したところ、Ａ社からの待遇に不満があったＸは、よい稼ぎになると思い、その要請を受け入れることにした。

Ｘは、自己が鍵を保管する資産管理室の倉庫から、その絵画を勝手に持ち出し、Ｙは、Ｘからこれを受け取った。

Ｙは、その絵画を売却するのをしばらく時間が経ってからにしようと考えた。Ｙは、売却するまでの間、事情を知らない、古物商を営むＺにその絵画を預かってもらおうと思い、「Ａ社から買い受けた絵画があるが、画廊の倉庫がいっぱいなので、２か月ほど、この絵を個人的に預かってほしい」と依頼したところ、Ｚは、これを了解してその絵画を預かり、古物商の倉庫に収納した。その２週間後、Ｚは、Ａ社の関係者Ｃから、有名画家Ｂが描いた絵画がこれを管理するＸとＹによって不正に持ち出されたが、その絵画の所在が不明になっていることが判明したということを聞き、自分が預かっている絵画がその絵画であることを知ったが、Ｚは、その後も１か月間、友人であるＹのためその絵画をそのまま預かり続けていた。ところが、Ｚは、「どうせＸとＹが勝手にとったものなら、自分も勝手に処分してもよいだろう」と思うに至ったため、上記のような絵画の取得の経緯を知らない、絵画好きの知人Ｄに、「ぼくの大事な絵画だが、君にあげる」と言ってその絵画を渡し、Ｄは、「ありがとう」と言ってこれを受け取った。

〔設問〕

この事例におけるＸ、ＹおよびＺの罪責について、論じなさい（住居等侵入罪、特別法違反の点は除く。）。

関西学院大学大学院司法研究科

2027年度入学試験　出題趣旨・解説・講評
【B日程：刑法】

≪出題趣旨≫――――――――――――――――――――――――――――――――

財産犯を中心に、刑法の基本的な知識・理解を問う問題である。会社においてその資産を管理する者が、外部の者からの働きかけを受けて、会社所有の絵画を勝手に持ち出したこと、その外部の者から依頼された者が、その絵画を預かったこと、その後、その絵画を勝手に他人に譲ったことについて、業務上横領罪、横領罪、盗品等保管罪等の成否が問題となるものである。

≪解説・講評≫――――――――――――――――――――――――――――――――

基本的な論点については、概ね一定水準の理解が示されていた。

しかし、Xの罪責について、窃盗罪や背任罪についての検討を行う答案がみられた。

Yの罪責を論じるには、刑法65条への言及が必要であるが、その趣旨の説明は不十分な答案が一定数みられた。

また、Zの罪責については、盗品等保管罪の存在や横領罪の成否の検討の必要性に気が付いていないのではないかと思われる答案もみられた。

平素の学修において、具体的事例を念頭に置きつつ、各罪の意義・内容を理解するよう留意されたい。

Xの罪責

A社の絵画を勝手に持ち出したこと

他人に売却する目的で、X自身が管理するA社の絵画を横領したとして、業務上横領罪（刑253条）が成立する。Yとの共同正犯となる。

Yの罪責

Xに働きかけてA社の絵画を勝手に持ち出したこと

売却した代金をXと折半する意思で、Xと共謀して、他人に売却する目的で、Xが管理するA社の絵画を横領したとして、業務上横領罪の共同正犯が成立する。

Yには、A社の絵画の業務上占有者であるという身分はないが、刑法65条1項により、業務上横領罪が成立し、刑法65条2項により、横領罪（刑252条1項）の刑が科される（最判昭和32・11・19刑集11巻12号3073頁）。

Ｚの罪責

１　Ａ社の絵画を預かっていたこと

Ｙから預かるよう依頼され、その引渡しを受けた時点で、絵画が「財産に対する罪に当たる行為によって領得された物」に当たることの認識はなかったが、絵画を預かっている途中、その認識を有するに至った。この時点以降について、盗品等保管罪（刑256条２項）の成否が問題となる。

判例によれば、盗品等保管罪が成立する（最決昭和50・６・12刑集29巻６号365頁）。この結論に反対する学説も有力である。

２　Ａ社の絵画を勝手にＤに譲ったこと

自己の占有する他人の物を横領したとして、横領罪が成立するかが問題となる。

横領罪の目的物は、行為者の占有する他人の物であれば足りるとすれば、横領罪は成立することになろう（最判昭和36・10・10刑集15巻９号1580頁参照）が、盗品等関与罪のほかに、所有権に対する新たな侵害行為であるとして横領罪が成立することを認めるべきではないという判例もある（大判大正11・７・12刑集１巻393頁）。そのほか、盗品等の保管の委託は、違法行為の委託であり、保護に値せず、横領罪は成立しないという見解がある。

以　上